

有田町農業集落排水事業経営戦略

団	体	名	:	有田町						
事	業	名	:	農業集落排水事業						
策	定	日	:	令和	5	年	3	月		
計	画	期	間	:	令和	4	年度	～	令和	13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (24年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処理区域内人口密度	17.1人/ha (令和3年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2区 (山谷牧地区・楠木原地区)		
処 理 場 数	2箇所 (山谷牧地区処理施設・楠木原地区処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	山谷牧地区の濃縮汚泥について、令和元年度から公共下水道水質浄化センターへ搬入しており、汚泥処理の共同化を図っている。 また、佐賀県生活排水処理広域連合推進協議会において、楠木原地区について公共下水道への接続を中期目標とし、令和13年度までに検討するようにしている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料(税 抜)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金 超過料金						
	10㎡まで : 1,700円 11㎡～20㎡ : 1㎡につき150円 21㎡～50㎡ : 1㎡につき170円 51㎡～100㎡ : 1㎡につき200円 101㎡～ : 1㎡につき230円						
	当町では、水道の使用料を基に下水道使用料を算定しており、水道が開栓状態であれば水道メーター検針時の使用料が0㎡の場合でも基本料金を徴収している。 以下、同じ。						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 超過料金						
	10㎡まで : 1,700円 11㎡～20㎡ : 1㎡につき150円 21㎡～50㎡ : 1㎡につき170円 51㎡～100㎡ : 1㎡につき200円 101㎡～ : 1㎡につき230円						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 超過料金						
	10㎡まで : 1,700円 11㎡～20㎡ : 1㎡につき150円 21㎡～50㎡ : 1㎡につき170円 51㎡～100㎡ : 1㎡につき200円 101㎡～ : 1㎡につき230円						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 (税 抜 き)	令和1年度	3,200	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 (税 抜 き)	令和1年度	3,441	円
	令和2年度	3,200	円		令和2年度	3,425	円
	令和3年度	3,200	円		令和3年度	3,438	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	上下水道課は、令和4年度現在15名となっており、水道事務3名、水道工務3名、公共下水道事務2名(うち、1名は農業集落排水事業事務と兼務)公共下水道工務1名、浄化槽事務1名、浄化槽工務1名(公共下水道・農業集落排水事業工務と兼務)、農業集落排水事業1名(水道工務と兼務)、統括する上下水道課長及び、再任用職員1名、会計年度任用職員1名で業務にあたっている。
事 業 運 営 組 織	平成18年度に旧有田町と旧西有田町の2町合併をした際、水道事業所と下水道課に分かれて運営していたが、平成20年度に再編され、上下水道課となった。 再編時の職員数は16名であり、現在は水道工務に再任用職員1名、水道事務に会計年度任用職員1名を雇用し、正職員の削減に取り組み、現在は15名で運営している。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設維持管理業務、警備業務、汚泥収集運搬業務(山谷牧地区のみ)、汚泥脱水・乾燥処理業務(楠木原地区のみ)、自家用電気工作物保安管理業務(楠木原地区のみ)、消防用設備点検業務(楠木原地区のみ)を、民間業者へ委託している。
	イ 指定管理者制度	「合税法(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法)」に基づき、有田町内のし尿汲み取り業者へ運転管理業務委託契約を締結している。
	ウ PPP・PFI	実施実績なし。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	脱水・乾燥を行った汚泥に関して、肥料にし無償で提供している。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施実績なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表（令和3年度決算）

佐賀県 有田町

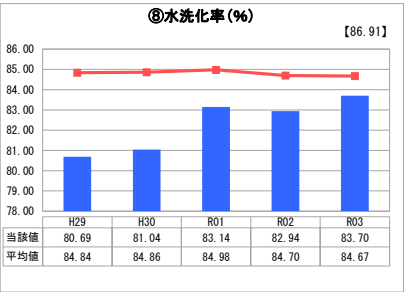
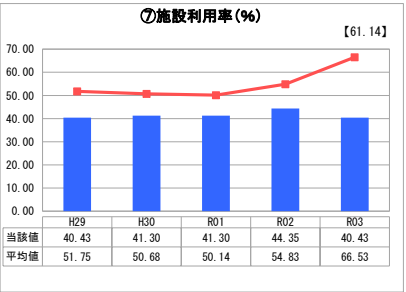
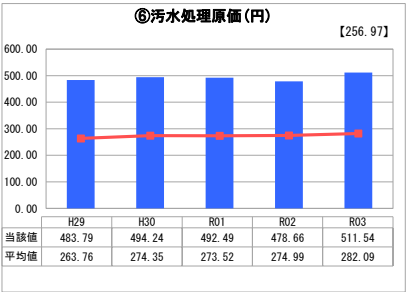
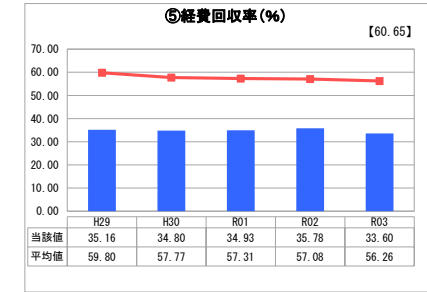
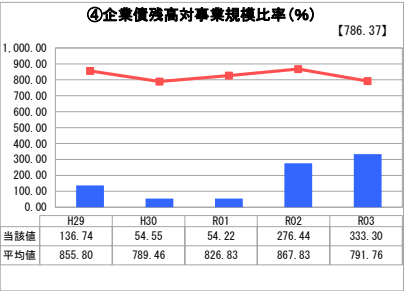
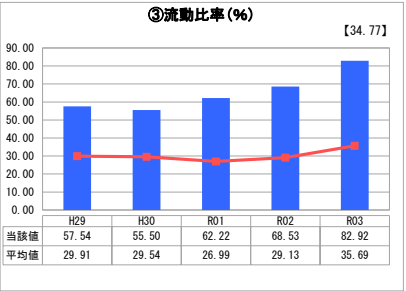
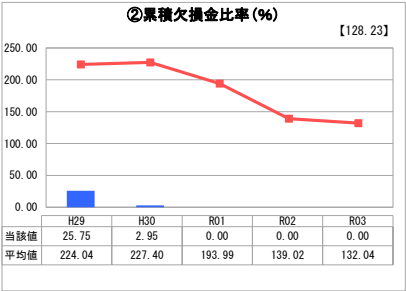
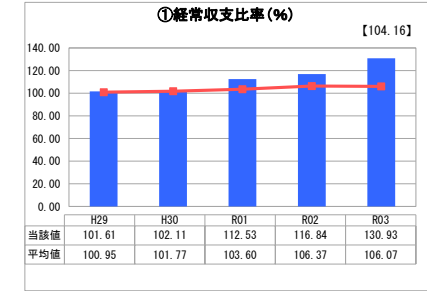
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	67.00	2.60	95.30	3,520

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,265	65.85	292.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
497	0.29	1,713.79

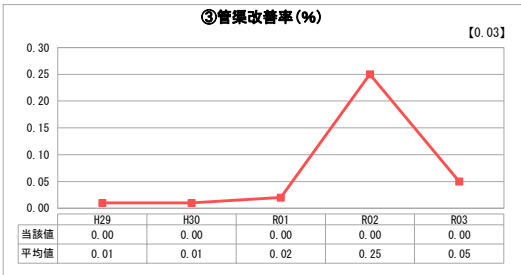
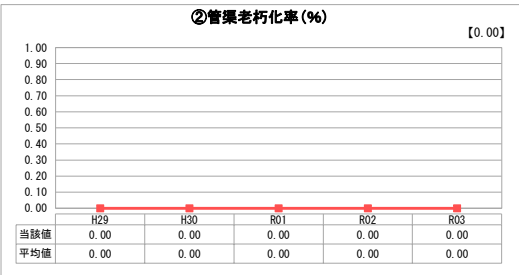
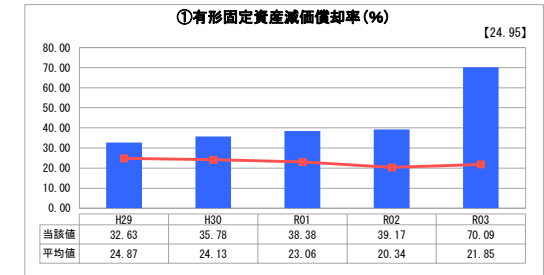
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支率は100%を上回っているが、経費回収率は全国平均と比較しても低く、料金収入のみでは汚水処理にかかる経費を賄えていないため、一般会計からの繰入金に依存している状況である。このため使用料改定が重要課題であるが、当町では、合併時より負担の公平性の観点から、下水道3事業とも使用料を統一しており、3事業の経営状況を含めた分析をしたうえで、協議していく必要がある。

令和3年度末時点で、処理区域内人口497人と小規模である。さらに、人口の減少及び、未接続世帯があることにより、施設利用率、水洗化率は平均より低い傾向にある。

これらの理由により、高いコストをかけて汚水処理を行っていることとなるため経費の削減に努めるとともに、毎年発行している「汚水処理ニュース」での接続推進活動を継続していき、水洗化率の向上や料金収入の減少抑制を図りたい。

企業債残高対事業規模比率が令和2年より増加傾向にあるのは、機能強化事業のために新たに起債の借入を行ったためである。

今後とも少子化により人口が減少していくことが予想され、使用料収入の増額は見込めないため、下水道3事業を含めた経営分析を行ったうえでの料金改定、将来的な公共下水道への広域化を視野に入れ協議していく必要がある。

2. 老朽化の状況について

平成12年度の建設工事了りより20年以上が経過し、減価償却が進んでいるため、有形固定資産減価償却率は平均を上回っているが、法定耐用年数を経過した管渠がないため、管渠老朽化率、管渠改善率は計上されていない。

平成27年度から令和2年度にかけて、機能強化事業を行い、施設寿命の延伸を図っている。

全体総括

経営状況の透明化や明確化を図る為、平成21年度から地方公営企業法の適用を受け、地方公営企業法適用企業として経営を行っている。

使用料収入で、汚水処理にかかる経費を賄えていないため、一般会計からの繰入金に依存する形となっている。この状況を改善するため、使用料の改定が重要な課題だが、当町は負担の公平性の観点から、下水道3事業の使用料を統一しているため、3事業合わせた料金改定を、現状または今後の社会情勢を踏まえながら協議していく必要がある。

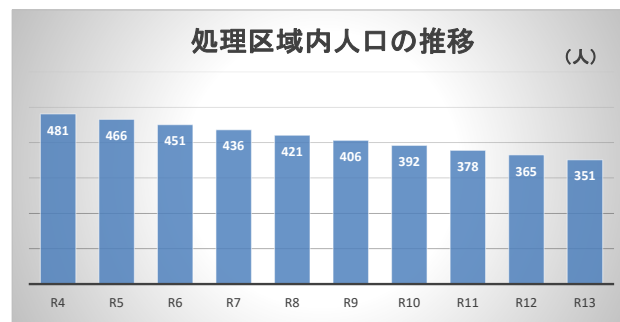
また、今後の経営状況の観点から、将来的な公共下水道への広域化計画も視野に入れ、事業を継続できるよう協議しなければならない。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

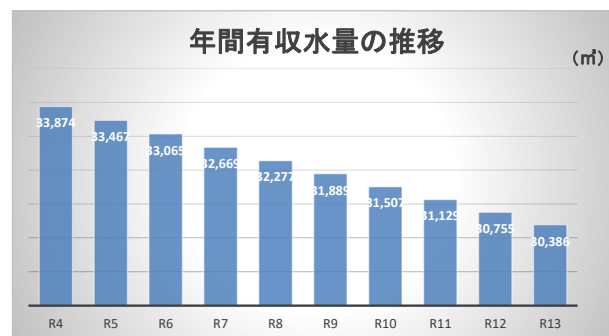
(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所(平成30年推計)による人口推計を基に予測している。
当事業においては既に管渠面の整備を完了しており、今後新たに供用開始となる処理区域及び、処理区域を拡大する計画はないことや人口減少に伴い、処理区域内人口も減少していくと予測している。



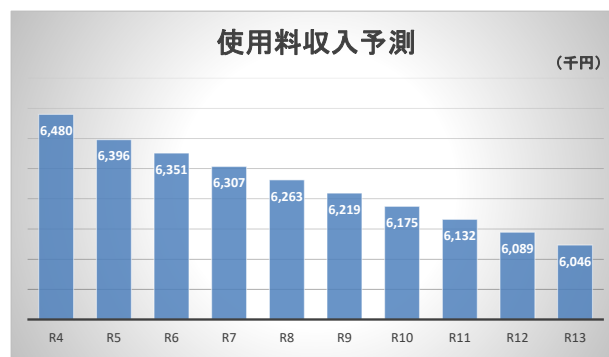
(2) 有収水量の予測

上述した内容を踏まえ、有収水量についても今後の増加は見込んでいない。



(3) 使用料収入の見通し

令和3年度末時点の接続率は83.7%となっており、接続率はこれ以上大幅に上昇することが見込めない状況であることや、上述した処理区域内人口・有収水量も減少していくと予測されるため、使用料収入も減少していくと予測している。



(4) 施設の見通し

施設の建設完了から既に20年以上が経過している。
また、平成27年度から令和2年度まで施設の機能強化事業を実施し、施設寿命の延伸を図っているため、計画期間中の更新工事は予定していないが、突発的な修繕に備えるため予算の確保に努めていく。

(5) 組織の見通し

上下水道課職員のうち、農業集落排水事業の業務にあたる職員は、事務1名、工務1名となっており、他事業の業務と兼務により運営している状況である。今後は、業務内容の観点からも職員の増員は計画していないため、現在の体制を継続し運営していく方針である。

3. 経営の基本方針

今後、処理区域内人口の減少やこれに伴う使用料収入の減少に伴い、管渠及び施設の維持管理において大変厳しい経営環境が続いていくことが予想される。この状況を改善するために適正な料金価格の改定が今後最も重要な課題となってくる。適正な料金改定を行わない限り、事業を継続させていくには一般会計からの繰入金が必要となるが、最低限の抑制に努めていきたい。

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 見 込	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,976	6,042	6,645	6,561	6,351	6,472	6,263	6,384	6,175	6,297	6,089	6,211	
	(1) 料 金 収 入	5,976	5,892	6,480	6,396	6,351	6,307	6,263	6,219	6,175	6,132	6,089	6,046	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		150	165	165		165		165		165		165	
	2. 営 業 外 収 益	64,931	63,818	63,737	72,895	66,387	66,864	65,261	62,419	49,806	45,416	45,292	43,865	
	(1) 補 助 金	44,012	47,145	47,336	56,600	50,093	50,570	49,867	48,197	35,763	31,577	31,480	30,721	
	他 会 計 補 助 金	44,012	47,145	47,336	56,600	50,093	50,570	49,867	48,197	35,763	31,577	31,480	30,721	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 他	20,919	16,673	16,401	16,295	16,294	16,294	15,394	14,222	14,043	13,839	13,812	13,144	
	(3) そ の 他													
収 益 的 支 出	収 入 の 計 (C)	70,907	69,860	70,382	79,456	72,738	73,336	71,524	68,803	55,981	51,713	51,381	50,076	
	1. 営 業 費 用	55,401	48,559	51,307	61,227	53,922	54,072	52,978	51,480	51,251	50,840	50,876	49,725	
	(1) 職 員 給 与 費	3,840	3,438	3,861	4,250	4,425	4,425	4,425	4,425	4,425	4,425	4,425	4,425	
	基 本 給 付 費	2,274	1,928	2,029	2,226	2,337	2,337	2,337	2,337	2,337	2,337	2,337	2,337	
	退 職 給 付 費													
	そ の 他	1,566	1,510	1,832	2,024	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088	
	(2) 経 費	14,812	14,100	16,982	26,732	19,283	19,433	19,584	19,736	19,890	20,047	20,204	20,363	
	動 力 費	1,839	1,989	2,146	3,260	3,293	3,326	3,359	3,392	3,426	3,461	3,495	3,530	
	修 繕 費	390	593	2,000	9,348	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	材 料 費													
支 出	そ の 他	12,583	11,518	12,836	14,124	12,990	13,107	13,225	13,344	13,464	13,586	13,709	13,833	
	(3) 減 価 償 却 費	36,749	31,021	30,464	30,245	30,214	30,214	28,969	27,319	26,936	26,368	26,247	24,937	
	2. 営 業 外 費 用	5,288	4,799	4,220	3,622	3,008	2,380	1,736	1,155	656	387	262	241	
	(1) 支 払 利 息	5,288	4,799	4,220	3,622	3,008	2,380	1,736	1,155	656	387	262	241	
	(2) そ の 他													
	支 出 の 計 (D)	60,689	53,358	55,527	64,849	56,930	56,452	54,714	52,635	51,907	51,227	51,138	49,966	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	10,218	16,502	14,855	14,607	15,808	16,884	16,810	16,168	4,074	486	243	110	
	特 別 利 益 (F)	2	1,645	1										
	特 別 損 失 (G)													
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	2	1,645	1										
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		10,220	18,147	14,856	14,607	15,808	16,884	16,810	16,168	4,074	486	243	110	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		13,433	18,148	15,773	15,445	15,445	15,445	15,445	15,445	15,445	15,931	16,174	16,284	
流 動	資 産 (J)	20,310	23,581	21,206	20,878	20,878	20,878	20,878	20,877	20,878	21,364	21,607	21,717	
	う ち 未 収 金	1,287	598	651	648	644	639	635	631	626	622	617	613	
	負 債 (K)	29,635	28,438	29,300	30,170	31,263	30,844	29,724	17,426	9,731	3,191	3,118	3,139	
	う ち 建 設 改 良 費 分	27,252	28,026	28,885	29,728	30,804	30,385	29,265	16,967	9,272	2,732	2,659	2,680	
	う ち 一 時 借 入 金													
流 動	う ち 未 払 金	2,098	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,976	6,042	6,645	6,561	6,351	6,472	6,263	6,384	6,175	6,297	6,089	6,211	
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)														

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)												
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)												
	1. 建設改良費	527		3,267									
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	26,336	27,253	28,027	28,885	29,728	30,804	30,385	29,265	16,967	9,272	2,732	2,659
	3. 他会計長期借入返還金												
資本的支出	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
	計 (D)	26,863	27,253	31,294	28,885	29,728	30,804	30,385	29,265	16,967	9,272	2,732	2,659
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	26,863	27,253	31,294	28,885	29,728	30,804	30,385	29,265	16,967	9,272	2,732	2,659
	不足する額 (D)-(C)												
補填財源	1. 損益勘定留保資金	20,845	12,702	14,063	13,950	13,920	13,920	13,575	13,097	12,893	12,529	12,435	11,793
	2. 利益剰余金処分額		1,118	17,231	14,935	15,808	16,884	16,810	16,168	4,074			
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	6,018	13,433										
補填財源不足額	計 (F)	26,863	27,253	31,294	28,885	29,728	30,804	30,385	29,265	16,967	12,529	12,435	11,793
	(E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分		44,012	47,145	47,336	56,600	50,093	50,570	49,867	48,197	35,763	31,577	31,480	30,721
	うち基準内繰入金	21,118	19,147	18,283	17,570	16,928	16,300	15,311	14,252	13,549	12,916	12,697	12,034
	うち基準外繰入金	22,894	27,998	29,053	39,030	33,165	34,270	34,556	33,945	22,214	18,661	18,783	18,687
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		44,012	47,145	47,336	56,600	50,093	50,570	49,867	48,197	35,763	31,577	31,480	30,721

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	管路の耐用年数については50年としているが、処理場の機械設備等については、耐用年数に応じて更新が必要となるため、老朽化に対する計画を進めていく。 また、他事業との広域化や共同化の検討を進めていく。
-----	---

◇投資の目標

管渠整備は完了しており、新規整備の計画はないため、新規整備に係る建設改良費は計上していない。

◇管渠・処理場等の建設・更新

供用開始から既に20年以上が経過しているが、平成27年度から令和2年度まで施設の機能強化事業を実施し、施設寿命の延伸を図っている。管渠面について、計画期間中の更新工事は予定していないが、老朽化は進んでいくと思われるため、進行していくと見込んでいる人口減少及び、収入の減少を踏まえたなかで計画的かつ効果的な更新を計画していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	未接続世帯への接続を促し、使用料収入の安定化及び、確保に努める。
-----	----------------------------------

◇使用料収入

整備事業が完了している中で、処理区域内の人口減少に伴い使用料収入も減少していく見込みである。令和3年度末時点の接続率は83.7%となっているが、未接続世帯への接続を毎年発行している「汚水処理ニュース」において促し、安定した使用料収入の確保に努める。
また、現状下水道3事業で料金を統一しているため、各事業の経営状況を踏まえ料金改定について協議し、収入の増加につながるよう尽力する。

◇他会計繰入金

使用料収入で汚水処理に係る経費を賄えていないため、不足分を一般会計からの繰入金に依存しているのが現状であり、今後も続いていく見込みである。毎年度、経営状況から計画を充実させ、必要最小限に抑えることができるよう努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◇職員給与費

職員の増員は計画・予定していないため1名分を計上し、人事異動・配置換えに伴う大きな変動はないと見込んでいる。

◇動力費

昨今の世界情勢により、燃料費が高騰し動力費の値上げとなっているため、今後においても増額を見込んでいる。

◇修繕費

平成27年度から令和2年度において、施設の機能強化事業を実施し、施設寿命の延伸を図っている。今後は突発的な修繕に備える必要があるため、増額を計上している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	佐賀県生活排水処理広域連携推進協議会において、楠木原地区について公共下水道への接続を中期目標とし、令和13年度までに検討するようにしている。
投資の平準化に関する事項	今後において投資の計画は予定していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	具体的な計画・予定はないが、他の自治体における先行事例について情報を収集する。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	重要な課題である料金の改定については、今後の世界情勢を受け住民の生活に与える影響を踏まえながら慎重に協議していくことが求められる。現行の使用料のままでは将来的にも経営状況の悪化は避けられないため、下水道3事業の経営状況を見ながら、改定について協議しなければならない。
資産活用による収入増加 の取組について	検討していない。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、「合法法(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法)」に基づき、有田町内のし尿汲み取り業者へ運転管理業務委託契約を締結しており、今後も継続していく予定である。
職員給与費に関する事項	職員については増員を予定していないため、大幅な給与費の増額は見込んでいない。
動力費に関する事項	昨今の世界情勢において、料金の値上げが負担となっている。現在契約している電力と他の電力料との比較をしつつ、より安価で契約が締結できるよう情報を収集し、経費削減を図りたい。
薬品費に関する事項	施設の維持管理を民間業者へ委託しており、維持管理委託料へ薬品費を含めているため、業者との協議を行い削減に努めたい。
修繕費に関する事項	供用開始から既に20年が経過している。平成27年度から令和2年度にかけ施設の機能強化事業を実施し、施設寿命の延伸を図ったため、計画期間中の更新工事は予定していないが、定期的な点検を今後も継続していく。
委託費に関する事項	現在契約している委託契約について、見積書の結果を基に算定根拠に注視しながら交渉していきたい。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の計画期間は、令和4年度から令和13年度の10年間としているが、総務省の「経営戦略策定ガイドライン」では、3～5年に1度、見直し(ローリング)を行うこととなっている。このため、毎年度において進捗管理(モニタリング)を行うとともに、適切な経営計画を行っていく。 ○その他、前回の経営戦略からの変更点 1-1-②：使用料体系の概要・考え方について、料金の算定方法及び基本料金についての説明を追記。 1-1-③：職員数について、時点修正。 2：将来の事業環境を追加。 4-1)：投資・財政計画について 【収益的収支】 ・料金収入について、過去10年間の実績をもとに今後10年間で再算定。 ・職員給与費について、今後職員の増員予定がないため、大幅な増額を見込まないことによる減額修正。 ・動力費について、世界情勢の影響による燃料費高騰の値上げを反映。 ・突発的な対応に備えた、修繕費の増額。 【資本的収支】 ・企業債償還金について、現時点における償還予定の再算定。
----------------------------	--

6. 安定した経費回収率に向けたロードマップ

安定した経費回収率に向けての取り組みとして、未接続世帯への接続推進活動による安定した使用料収入の確保、維持管理費の効率化による削減、使用料金体系の適正化に向けての協議などが挙げられる。
以下、10年間の目標をロードマップに示している。

(1) ロードマップ

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	備考
経営戦略計画期間												実績を基に随時内容分析
経営戦略の見直し												最低でも5年毎に戦略案を作成
審議会等開催時期												経営戦略更新時に開催
使用料改定の検討期間												経費回収率等を基に検討
使用料改定が必要な場合の議会上程時期												審議会の結果により上程

(2) 業績目標

経営状況確認のための経費回収率目標値

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
経費回収率	33.60	31.09	20.64	26.79	26.43	26.08	25.74	25.40	25.06	24.72	24.39	A/B (%)
使用料収入	5,892	6,480	6,396	6,351	6,307	6,263	6,219	6,175	6,132	6,089	6,046	A
経常費用	53,358	55,527	64,849	56,930	56,452	54,714	52,635	51,907	51,227	51,138	49,966	X
長期前受金戻入	16,673	16,401	16,295	16,294	16,294	15,394	14,222	14,043	13,839	13,812	13,144	Y
収益的収入のうち基準内繰入金	19,147	18,283	17,570	16,928	16,300	15,311	14,252	13,549	12,916	12,697	12,034	Z
汚水処理費	17,538	20,843	30,984	23,708	23,858	24,009	24,161	24,315	24,472	24,629	24,788	B=X-Y-Z

※令和4年度以降は予算額の為、消費税等を含み算定している。

使用料収入について、人口の減少の観点からおよそ1.2%ずつ減少していくと見込んでいる。一方、汚水処理に係る経費は増額していくため、経費回収率は落ち込んでいく傾向となるが、使用料収入の安定化や事業の効率化を図ることによる経費の削減に努め、経費回収率の維持を目標とする。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
接続率(人口)	83.70	83.44	83.18	82.93	82.67	82.67	82.67	82.67	82.67	82.67	82.93	A/B (%)
下水道接続人口	416	401	387	374	361	348	336	324	313	302	291	A
処理区域内人口	497	481	466	451	436	421	406	392	378	365	351	B

※令和4年度以降の処理区域内人口は見込み数値、接続人口は目標値。

処理区域内人口は、人口の減少に伴い減少していく見込みだが、80%以上の接続率維持を目標とする。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
接続率(件数)	100.00	96.52	96.45	97.12	97.12	97.10	97.10	96.38	96.38	96.35	96.35	A/B (%)
下水道接続件数	140	136	136	135	135	134	134	133	133	132	132	A
処理区域内水道件数	140	141	141	139	139	138	138	138	138	137	137	B

※令和4年度以降の処理区域内水道件数は見込み数値、接続件数は目標値。

接続件数及び水道件数は、人口減少による世帯数の減少や水道の閉栓に伴い、減少すると見込んでいるが、95%以上の接続率維持を目標とする。

7. その他の指標

料金改定の判断基準として、前述している経費回収率のほか、①現金収支、②基準外繰入金の経常費用に対する割合を参照しています。

(1) 現金収支

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
現金残高	22,983	20,555	20,230	20,234	20,239	20,243	20,247	20,252	20,742	20,989	21,104	A-B
流動資産 (千円)	23,581	21,206	20,878	20,878	20,878	20,878	20,877	20,878	21,364	21,607	21,717	A
未収金 (千円)	598	651	648	644	639	635	631	626	622	617	613	B

※令和4年度以降は見込み数値。

経営状況としては、今後も厳しい状況が続いていくが、一定した資金の確保を目標としたい。

(2) 基準外繰入金の経常費用に対する割合

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	備考
割合	53.39	52.32	60.19	58.26	60.71	63.16	64.49	42.80	36.43	36.73	37.40	A/B (%)
基準外繰入金 (千円)	28,489	29,053	39,030	33,165	34,270	34,556	33,945	22,214	18,661	18,783	18,687	A
経常費用 (千円)	53,358	55,527	64,849	56,930	56,452	54,714	52,635	51,907	51,227	51,138	49,966	B

※令和4年度以降は見込み数値。

一般会計からの繰入金に依存している状況であるが、長期目標として基準外繰入金の削減に努めていきたい。

原価計算表

供用開始年月日 平成 10 年 7 月 1 日
 処理区域内人口 497人
 計算期間 自 令和 4 年 4 月
 至 令和 13 年 3 月
 (10年間)

収入の部

項	目	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使	用 料 (X)	千円 5,892	千円 6,127	千円	千円 6,127
受	託 工 事 収 益				0
そ	の 他	63,968	52,769		52,769
合	計	69,860	58,896	0	58,896

支出の部

項	目	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管 渠 費	人件費 給 料	千円	千円	千円	千円
	人件費 諸 手 当				0
	人件費 福 利 費				0
	修繕 繕 費	459	900		900
	材 料 費				0
	路面 復 旧 費				0
	委 託 料				0
	そ の 他	778	947		947
小	計	1,237	1,847	0	1,847
ポ ン プ 場 費	人件費 給 料				0
	人件費 諸 手 当				0
	人件費 福 利 費				0
	動力 力 費				0
	修繕 繕 費				0
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
	委 託 料				0
小	計	0	0	0	0
処 理 場 費	人件費 給 料				0
	人件費 諸 手 当				0
	人件費 福 利 費				0
	動力 力 費	1,448	2,748		2,748
	修繕 繕 費	134	1,016		1,016
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
	委 託 料	7,966	11,378		11,378
小	計	10,133	15,875	0	15,875
一 般 管 理 費	人件費 給 料	1,928	2,292		2,292
	人件費 諸 手 当	940	1,048		1,048
	人件費 福 利 費	570	737		737
	流域下水道管理運営費負担金				0
	委 託 料				0
	そ の 他	2,730	1,410		1,410
小	計	6,168	5,487	0	5,487
資	支 払 利 息	4,799	1,494		1,494
本	減 価 償 却 費	31,021	27,939		27,939
費	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小	計	35,820	29,433	0	29,433
合	計 (Y)	53,358	52,642	0	52,642

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	52,642

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 11.64$$

<使用料水準についての説明>

令和3年度末時点において経費回収率は約33.6%となっており、料金収入のみで費用を賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存している状況である。
 今後の見込みにおいても、経費回収率は減少する傾向にあり経営は益々厳しい状況が続くと思われるが、当町では負担公平性の観点から下水道使用料を、公共下水道事業及び浄化槽整備推進事業と統一しているため、3事業の経営状況を踏まえた中での協議が必要となるため、現時点において、料金改定は検討していない。

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。